

1 「自動車NO_x・PM法」とは

1. 自動車NO_x・PM法の制定の背景

大都市地域における窒素酸化物（NO_x）による大気汚染は依然として深刻な状況が続いています。これまでも、工場等に対する規制や自動車排出ガス規制の強化に加え、自動車NO_x法（平成4年）に基づいて特別の排出基準を定めての規制（車種規制）をはじめとする対策を実施してきましたが、自動車の交通量の増大等により対策の目標とした二酸化窒素に係る大気環境基準をおおむね達成することは困難な状況です。

一方、粒子状物質（PM）による大気汚染も大都市地域を中心に浮遊粒子状物質の環境基準の達成状況が低いレベルが続くという大変厳しい状況で、特に、近年、ディーゼル車から排出される粒子状物質については、発がん性のおそれを含む国民の健康への悪影響が懸念されています。このため、窒素酸化物に対する従来の対策を更に強化するとともに、自動車交通から生ずる粒子状物質の削減を図るために新たな対策を早急に講ずることが強く求められています。

こうした背景を受けて、平成13年6月に自動車NO_x法の改正法（自動車NO_x・PM法）が成立しました。

この法律には、一定の自動車に関して、より窒素酸化物や粒子状物質の排出の少ない車を使っていただくよう、「車種規制」という規制が盛り込まれています。この規制によって、大都市地域で所有し、使用できる車が制限されています。また、事業者排出抑制対策として、事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために、一定規模以上の事業者については自動車使用管理計画の作成等を行っていただきます。さらに、自動車の走行量を減らしていくために、交通需要の調整・低減（物流の効率化や鉄道・バスの利用などにより自動車走行量を少なくする対策）などを進めています。

これらの対策の実施には、皆様のご協力が必要です。大都市の大気汚染の改善のため、よろしくご理解とご協力をお願いします。

二酸化窒素（NO₂）

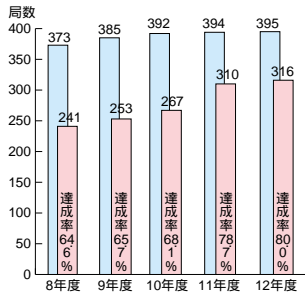
高濃度で呼吸器に悪い影響を与えるほか、酸性雨や光化学オキシダントの原因物質になると言われています。

浮遊粒子状物質（SPM）

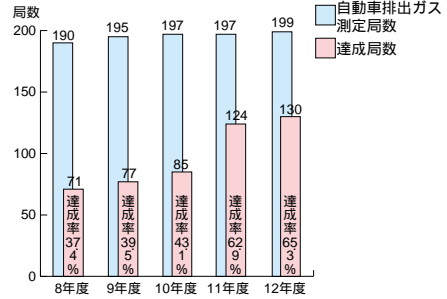
大気中に長時間留まり、高濃度で肺や気管などに沈着して呼吸器に悪い影響を与えるほか、発がん性のおそれが指摘されています。

全国及び自動車NOx・PM法対策地域の自動車排出ガス測定局におけるNO₂及びSPM環境基準達成状況

〔NO₂環境基準達成状況〕

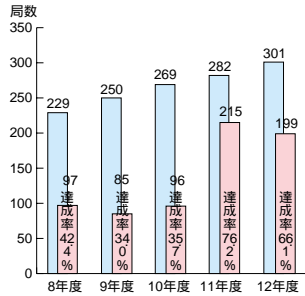


〔全国〕

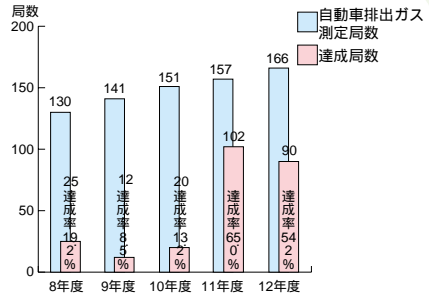


〔自動車NOx・PM法対策地域〕

〔SPM環境基準達成状況〕

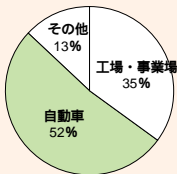


〔全国〕

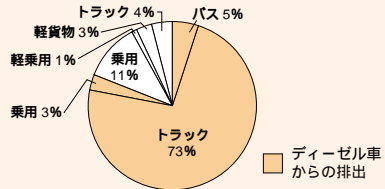


〔自動車NOx・PM法対策地域〕

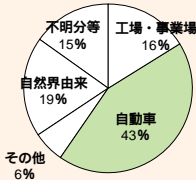
〔NO_x発生源別排出量割合〕



〔車種別NO_x排出量割合〕



〔SPM発生源別寄与濃度割合〕



〔車種別PM排出量割合〕

